

# 国家公務員倫理カード

## 倫理行動基準（倫理規程第1条）

- ・ 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たること
- ・ 職務や地位を私利のために用いないこと
- ・ 国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと
- ・ 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組むこと
- ・ 勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動すること

～判断に迷ったときは上司や倫理担当部局に相談しましょう～

◆ 公務員倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は各府省等や倫理審査会に連絡してください。

### あなたの所属組織の相談・通報窓口

(連絡先を記載しましょう)

### 公務員倫理ホットライン(国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)

☎ 03(3581)5344 FAX 03(3581)1802  
〒100-8913  
郵送 東京都千代田区霞が関1-2-3 WEB

※ 通報した方の氏名等は本人の同意がない場合には窓口限りにとどめるなど、通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。 平成29年4月作成

## 利害関係者との間では、

- ・ 香典・せん別・慶喜などの名目を問わず、金銭・物品等の贈与を受けること
- 〔例外〕：広く一般に配布される喜伝用物品や記念品
- ・ 酒食等のもてなしなど、供応接待を受けること
- 〔例外〕：会議での簡素な飲食、多数の者が出席する立食パーティー
- ・ 金銭の貸付けを受けること
- ・ 自動車による送迎など、無償でサービスの提供を受けること
- ・ コルワや旅行を共にすること

## 利害関係者との間の行為以外にも、

- ・ 同じ相手からの繰り返し返しのものや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や財産上の利益の供与を受けること
- ・ つけ回しをすること
- ・ 他の職員が倫理規程違反によって得た利益であることを知りながら、その利益を享受すること

## などの行為が禁止されています。

## 利害関係者との飲食の際の注意事項

- ・ 利害関係者と共に飲食することは、割り勘など利害関係者の負担によらない場合には認められます。
- ・ ただし、自己負担が不十分で差額分を利害関係者が負担した場合(きちんと割り勘になっていない場合など)には、当該差額分の供応接待を受けたことになりません。
- ・ 割り勘で飲食した後は、自己の費用を正しく負担しているかを領収書等で確認しましょう。
- ※ 利害関係者と共に飲食する際に、自己の費用が1万円を超える場合は、倫理監督官への事前の届出が必要となります。

### 利害関係者

職務として携わる許認可、補助金、立入検査、不利益処分、行政指導、契約等の事務の相手方など  
判断に迷った場合には、倫理担当部局に相談しましょう。